

令和4年決算特別委員会第2分科会 開催状況

開催年月日 令和4年11月8日（火）
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 水産林務部長、林務局長
 水産基盤整備担当局長
 水産経営課長、水産支援担当課長
 水産振興課長、森林計画課長
 森林整備課長、路網整備担当課長
 治山課長、道有林課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 公益的機能の発揮に配慮した森林づくりについて</p> <p>2021年の道民意識調査において、本道の森林に期待する役割については、温暖化防止61%、災害防止60%、水源涵養46%となっています。</p> <p>「森林・林業基本法」第2条で規定する森林の有する多面的機能、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等」の発揮が図られるよう、北海道森林づくり基本計画においては、重点的な取組として「ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり」を進めることとしています。</p> <p>今後、道産木材の需要拡大による伐採量の増加や、再生可能エネルギーによる発電の拡大が見込まれる中、公益的機能の発揮に配慮しながら、森林づくりを進めることが重要と考え、何点か伺います。</p> <p>(一) 森林整備の実績について</p> <p>土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収などの公益的機能を発揮させるため、道は、森林の整備に取り組んでいます。直近の実績について伺います。</p> <p>(二) 森林資源について</p> <p>森林の公益的機能を発揮させるためには、豊かな森林資源を維持する必要があると考えますが、本道にはどれくらいの森林面積があるのか伺うとともに、蓄積の推移についても併せて伺います。</p>	<p>○ 渡邊森林整備課長</p> <p>森林整備の実績についてであります。道が毎年度取りまとめている林業統計では、道内の森林における令和2年度の植林面積は、8,392ヘクタール、間伐面積は、35,376ヘクタールとなっております。</p> <p>道では、国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収といった、公益的機能を高度に発揮させる森林づくりを進めるため、公共事業などを活用し、森林所有者や市町村が実施する植林や間伐などに支援するとともに、道有林においても、計画的な森林整備に取り組んでいるところでございます。</p> <p>○ 山口森林計画課長</p> <p>本道の森林資源についてであります。道の林業統計によりますと、令和2年度の本道の森林面積は、553万ヘクタールであり、全国の森林面積の22%となっております。森林蓄積につきましても、平成22年度は、7億3千3百万立方メートルであったのに対し、5年後の27年度は、7億8千5百万立方メートルで7%増加、10年後の令和2年度は、8億3千7百万立方メートルで14%増加しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 路網整備について</p> <p>地形や自然環境に配慮した林道や作業道の整備は、どのような計画に基づいて実施されているのか伺うとともに、昨年度の実績について伺います。</p> <p>(四) 道有林における風力発電施設の建設について</p> <p>道有林基本計画においては「森林施業への影響や公共性・公益性を勘案した上で」、風力発電の場として道有林の貸付けを行うとしています。</p> <p>1 発電計画について</p> <p>道有林内における風力発電について、まず、道有林内の発電計画について伺います。</p> <p>2 施設建設の影響について</p> <p>風力発電施設の建設に伴う樹木の伐採や機材運搬のための車道整備等による森林機能の損失、生物多様性保全への影響を懸念する声が地域にあります。</p> <p>風力発電施設が建設されることによる道有林の機能損失への影響についてどのように認識しているのか伺います。</p>	<p>○ 佐々木路網整備担当課長</p> <p>路網整備についてであります。木材の効率的な搬出や、植林、間伐などの森林整備を行うために必要な林道や森林作業道などの路網については、野生動植物の生息・生育状況や地形・地質などの自然環境に十分に配慮しながら、計画的に整備をすることが重要と考えております。</p> <p>このため、道や市町村等では、幹線となる林道については、森林計画区ごとに道が策定する地域森林計画、森林作業道については、森林所有者等が策定する森林経営計画に基づき、整備を進めており、施工にあたっては、国や道の技術基準を踏まえ、地形に沿った路線とすることで、切土や盛土の土工量を極力抑え、樹木を伐採する範囲を最小限とするとともに、希少野生動植物の生息・生育地を避けるなど、自然環境の保全に配慮しながら令和3年度については、約 140 キロメートルの路網整備を行ったところであります。</p> <p>○ 岩崎道有林課長</p> <p>風力発電の計画についてであります。現在、発電事業者が上ノ国町の道有林におきまして、7基の風力発電施設の建設を計画しており、令和5年12月からの稼働を予定しているところであります。</p> <p>また、函館市、松前町、えりも町、増毛町の4市町における道有林を含む地域におきまして、風力発電施設の設置が計画されており、環境影響評価法に基づき、発電事業者による環境アセスメントが実施されているところであります。</p> <p>○ 土岐治山課長</p> <p>施設建設の影響についてであります。道有林は、森林の公益的機能の高度発揮が期待されており、9割以上が水源かん養や土砂流出防止などの役割を担う保安林に指定されていることから、一定規模以上の事業計画については、</p> <p>北海道環境政策推進会議環境影響評価部会からの意見照会に対し、保安林を極力避けるように意見を申し上げているところです。</p> <p>道有林内の保安林以外に適地が見当たらない等の理由により、発電事業者から保安林内作業許可申請があった場合は、森林法に基づく許可基準に照らして、作業区域の面積や切土・盛土の高さ等を審査し、保安林機能に影響を与えないことを確認したうえで、許可しているところです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 設置を認める基準について 道有林内に設置を認める基準についても、お伺いいたします。</p> <p>(五) 国有林における風力発電施設の建設について 森林法に基づく基準に照らし対応をすることですが、道内では国有林内での風力発電計画も目白押しです。 国有林内の風力発電には、道はどのように対応するのか伺います。</p> <p>公益的機能の発揮に配慮する立場を最大限考慮して対応していただきたいというふうに思います。</p>	<p>○ 岩崎道有林課長 設置を認める基準についてであります。道では、道民共通の財産である道有林野を活用し、地域産業の振興に寄与するため、地域の要請を踏まえ、森林施業への影響や公共性・公益性を勘案した上で、再生可能エネルギーである地熱や風力発電等に使用する土地の貸付けを行っているところであります。 風力発電施設の設置に伴う土地の貸付けにあたりましては、現地調査や関係機関との調整を行い、風の強さや設置予定地へのアクセス道の有無等を踏まえ、道有林以外に適地が見当たらないこと、施設の設置に関して、地域で合意形成が行われ、市町村の賛同が得られていること、道が計画している植林や間伐などの施業の実施に支障を来さないこと、森林法等の各種法令による許認可等の手続きが適切に行われていることなどの審査基準に照らしまして、貸付けの可否を判断しているところであります。</p> <p>○ 野村林務局長 国有林における風力発電施設の建設についてであります。国有林の9割以上は、保安林に指定されており、発電事業者が、国有林内の保安林で風力発電施設を建設する場合、国有林を管理する森林管理署の同意を得たうえで、道に対し、保安林内作業許可申請を行うこととなっております。 道では、国有林内であっても、森林法に基づく許可基準に照らし、申請書や同意書を審査したうえで、許可しているところであり、引き続き、森林管理署と連携し、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 水産振興について (一) 赤潮被害対応について 1 事業の執行状況について 昨年度に発生した赤潮は広範囲かつ、多くの漁業関係者に影響を及ぼしました。そうした赤潮被害への対応として、道と国で事業を実施したところですが、昨年度に執行された額と、予算に対しての割合はどのようになっているか、また現時点での執行状況がどのようになっているか、伺います。</p> <p>2 被害把握について 事業費はおおむね執行されていますが、道の被害報告では、ウニ・サケについては、具体的金額が示されているものの、ツブ、タコ、ナマコなどが複数年にわたり最大で 90 億円程度の被害が見込まれているとされていると報告を受けていると欄外に記載があるだけです。ロードマップに盛り込まれてはいるものの、具体的な被害金額が明らかにならなければ、必要とされる支援の実施に結びつかない懸念があるが、実態をどのように把握してきたのか、伺います。</p>	<p>○ 佐々木水産振興課長 事業の執行状況についてであります。道では、「太平洋海域漁業被害緊急調査事業費」により、潜水や水中カメラによる調査などを実施し、太平洋海域で発生した赤潮の被害状況の把握に努めるとともに、国の「北海道赤潮対策緊急支援事業」を活用して、全道海域における赤潮の発生状況を把握するモニタリングや漁業者等が行う漁場環境の回復に向けた取組などを進めてきたところであります。</p> <p>昨年度の執行額は、予算額 1 億 1,272 万円対し、1 億 926 万円、執行率 97 % であり、また、令和 4 年度繰越分の執行額は、予算額 3 億 623 万円に対し、10 月末時点での概算払等に伴う支払額は、2,470 万円となっており、執行率 8 % ではあるが、着手済事業を含めた今後の執行見込みは、執行率約 90 % となるところでございます。</p> <p>○ 杉西水産基盤整備担当局長 被害の実態把握についてであります。道では、赤潮による道東海域の被害状況を確認するため昨年 12 月から本年 3 月にかけて沿岸域におけるウニなどを対象とした潜水調査に加え、深い水深に生息するツブ類の状況などを確認するため、水中カメラによる調査を行ったほか、被害のあった漁協から、赤潮発生前後の魚種毎の漁獲状況の聞き取りを行うとともに過去の漁獲量と比較するなどし、被害の実態把握に努めてきたところでございます。</p> <p>潜水調査では、ウニについては、通常の生息密度を大幅に下回る漁場が確認されたほか、水中カメラによる調査では、へい死したツブ類などが確認されたこと、また、赤潮が発生する前後では、ウニ、ツブ類やタコなどの漁獲量が大きく減少していることを確認したところでございます。</p> <p>道としては、被害状況の全体像を把握するため赤潮の発生から 1 年間を経過した本年 9 月までの漁獲状況を確認・精査し、年内を目処に被害の状況を取りまとめていく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 支援の継続性について</p> <p>ウニは漁獲が可能になるまで、最低でも4年以上、ツブ貝は7年から10年かかると言われています。継続的な生産回復と将来の不安払拭が必要と考えますが、どのように取り組むのか、伺います。</p> <p>引き続きしっかり寄り添っていただきたいという風に思います。</p> <p>(二) 担い手育成について</p> <p>1 育成事業について</p> <p>赤潮被害への対応は喫緊の課題ですが、それ以外の地域においても、北海道漁業の将来に向けて、担い手育成などを進めていく必要があると考えます。</p> <p>漁業関係の担い手育成事業はどのようなものがあるのか、また、昨年度までの5年間でその育成事業に何名が参加され、現場で活躍されているのか、伺います。</p>	<p>○ 高橋水産支援担当課長</p> <p>漁業者への支援などについてであります。道では、これまで国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、漁業者や漁協などで構成する活動組織が行う、生き残ったウニを生育に適した場所へ移す移植放流や、漁業者による漁具を活用したツブやタコの分布状況調査などの取組に支援してまいりましたが、ウニやツブなど様々な魚種に大きな被害が及んでおり、長期間にわたる影響が懸念されております。</p> <p>このため、関係の市町や漁業団体などと連携し、国に対し継続した支援を働きかけてきた結果、10月28日に決定されました国の総合経済対策に、赤潮からの水産資源の回復に向けた支援が盛り込まれたところでございます。</p> <p>道といたしましては、漁業者の皆さまへの継続した手厚い支援が可能となりますよう、引き続き国へ要請を行うとともに、活動組織の取組に対して、きめ細やかな助言を行うなど、漁場環境と水産資源の回復に向け取り組んでまいります。</p> <p>○ 藤田水産経営課長</p> <p>道では、漁業研修所において、漁業後継者などを対象に、漁業の基礎知識や栽培漁業、水産加工実習のほか、実習船を用いた漁労技術の習得に加えまして、小型船舶操縦士や海上特殊無線技士などの資格取得を行うための研修を行っております。</p> <p>また、就業希望者が、漁業者のもとで、海上での漁労技術や陸揚げ後の出荷作業、漁具の修繕や漁業経営など、漁業に関する知識と技術を習得し、独立・自営などを目指す漁業現場での長期研修では、国の事業も活用し、就業希望者を受け入れ、指導を行う漁業者へ支援するなど、将来の北海道漁業を担う人材の育成・確保に取り組んでいるところでございます。</p> <p>漁業研修所では、平成29年度から令和3年度までの5年間に、漁業後継者など延べ582人が研修を修了し、船舶操縦士の資格を取得するなど、漁業に必要な知識と技術を習得し、全道各地で漁業に従事しているところでございます。</p> <p>また、現場の長期研修では、UターンやIターンで北海道での漁業就業を目指す延べ21人の研修生が、指導を行う漁業者のもとで、1年間から3年間、漁労技術や知識を習得し、現在は、定置網漁業を行う漁業法人の乗組員や独立して自ら昆布漁業に従事するなど、研修実施地域で様々な漁業に就業し、ほぼ全ての方が漁業者として現場で活躍しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>それは大変うれしい成果ではないかなと考えております。</p> <p>(三) 水産振興について</p> <p>赤潮被害を受けた地域の方々には、ロードマップが示されたとは言え、いまだに将来に向けて不安な毎を送られています。それと同時に、燃料や資材の高騰で苦境に立たされている漁業関係者の方々も増えてきています。そうした方々が安心して、北海道の良質な漁業環境を次世代につないでいくために、道としてロードマップの確実な実施はもちろんのこと、担い手育成、燃料資材等の高騰対策と、現在の苦境を乗り越え、将来につながる施策に取り組んでいく必要があると考えますが、道の考えを部長に伺います。</p>	<p>○ 水産林務部長</p> <p>水産業の振興に向けた今後の対応についてであります。本道では、主要魚種の生産低迷や漁業者の減少・高齢化に加え、昨年太平洋沿岸で発生した赤潮による漁業被害や、国際情勢の影響による燃油・資材価格の高騰など、漁業を取り巻く環境は厳しさを増していると認識しております。</p> <p>このため、道では、海洋環境の変化に対応した栽培漁業の積極的な推進による漁業生産の早期回復や生産が増加しているブリ、マイワシ、ニシンの有効活用を進めるとともに、ロードマップに基づく赤潮被害対策の継続的な推進や人材の育成確保を図るほか、国に対し、漁業経営セーフティーネット構築事業の拡充を求めるなど、引き続き、漁業者の皆様が将来にわたり、安心して漁業を営むことができるよう、しっかり取り組んでまいります。</p>